

（趣旨）

第一条 この規則は、埼玉県教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴の手続、傍聴人（第三条第一項に規定する傍聴券の交付を受けた者をいう。以下同じ。）の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第二条 傍聴人の定員は、十五人とする。

（傍聴の手続等）

第三条 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を記入した様式第一号の埼玉県教育委員会傍聴申込書を提出し、様式第二号の埼玉県教育委員会傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開会三十分前から会議開催場所の入口前で行うものとする。

3 会議の開会十分前において、会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、傍聴の受付を締め切り、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

4 会議の開会十分前において、会議を傍聴しようとする者が定員を超えない場合は、定員に達するまで受付順に傍聴券を交付するものとする。

5 傍聴人は、当該傍聴券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（報道関係者の傍聴）

第四条 前二条の規定にかかわらず、報道機関に所属する者で埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に認めるものは、傍聴券の交付を受けて会議を傍聴することができる。

（入場）

第五条 傍聴人は、係員の指示に従い、入場しなければならない。

2 傍聴人は、入場の際、係員に傍聴券を提示し、所定の傍聴席に着かなければならない。

（入場の禁止）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。

一 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

二 掲示板、プラカードの類を携帯している者

三 ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者

四 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

五 酒気を帯びていると認められる者

六 前各号に掲げるもののほか、教育長が傍聴を不相当と認める者

2 教育長は、係員に、傍聴人が前項第一号から第五号までに規定するものを携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。

3 教育長は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第七条 傍聴人は、傍聴席では、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 議事等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。

二 私語、談話、拍手等をしないこと。

三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用しないこと。

四 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。

五 飲食又は喫煙をしないこと。

六 みだりに席を離れないこと。

七 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音（第四条の規定により傍聴券の交付を受けた者が教育長の許可を得て行う録音を除く。）等をしないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第八条 傍聴人は、埼玉県教育委員会会議規則（昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第三号）第八条

第一項の規定により会議を公開しないこととする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(教育長の指示)

第九条 前三条に規定するもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第十条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、教育長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、その都度教育長が定める。